

事務連絡
令和4年8月19日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

直近の感染状況における
酸素濃縮装置の確保状況及び無償貸付の枠組み（再周知）等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県におかれましては、これまでも酸素投与を行う環境整備を行っていただいているところ、厚生労働省においても酸素濃縮装置を一定数借り上げ、緊急的に必要となる都道府県に対し、無償貸付を行うこと等について、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）の継続について」（令和4年3月11日付け事務連絡）など累次の事務連絡によりお知らせしてきているところです。

直近の感染状況については、新規感染者数の増加幅は減少してきているものの、全国的にこれまでで最も高い感染レベルが継続しており、自宅療養者・療養等調整中の数や高齢者施設内での療養あるいは集団感染が増加していることから、一時的に酸素投与を必要とする事案が、今後増加するおそれがあります。

こうした状況に鑑み、今般下記のとおり、各都道府県における環境整備の参考として、全都道府県を対象に行った酸素濃縮装置の確保状況についての聴き取り結果をまとめましたので、酸素濃縮装置の無償貸付の枠組みと合わせて改めてお知らせするとともに、各都道府県におかれては、今一度各地域における酸素投与体制を点検いただき、需要が今後増加した場合にも対応できるよう、地域の実情に応じてその強化に遺漏なきを期していただくようお願いいたします。

記

令和3年11月末時点の各都道府県における保健・医療提供体制確保計画においては、全都道府県において約4,700台の酸素濃縮装置を確保していたところ、今回の聴き取りの結果、8月15日時点で全都道府県において約5,200台の酸素濃縮装置を確保していることが確認できた。

その上で、国による無償貸付が可能な酸素濃縮装置は、現時点で約 2,000 台となっているところ。(うち入院待機施設、宿泊料用施設等での使用に限られるものが約 1,000 台、自宅療養等の患者往診用へ使用できるものが約 1,000 台となっている。ただし、自治体職員等において自宅療養等の患者宅へ配送・設置・回収等行う場合においてはこの限りではない。)

各都道府県においては、自宅や高齢者施設等で療養中の患者への往診で使用するものについて、引き続き確保に努めていただいているところであるが、地域の感染状況、入院体制等に鑑み、必要な酸素濃縮装置の確保が難しい場合には、国による酸素濃縮装置の無償貸付の枠組みを積極的に利用いただきたいこと。

また、無償貸付に関する具体的な貸付方法等については、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)等の整備に対する支援(酸素濃縮装置の無償貸付)の継続について」(令和 4 年 3 月 11 日付け事務連絡)を改めて参照されたい。

(参考)「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)等の整備に対する支援(酸素濃縮装置の無償貸付)の継続について」(令和 4 年 3 月 11 日付け事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000911783.pdf>

なお、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備について」(令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡)で示しているとおり、入院待機施設等において既存の酸素配管を活用する方法や、新たに簡易的な酸素配管を整備する方法は、同時に多数の患者に対して安定的に酸素投与を行うことが可能な方法であることから、併せて積極的に検討を行うこと。

簡易的な酸素配管の整備工事については、建物の恒久的な資産価値を増加させないような簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的なものは、備品購入費や使用料及び賃借料に含まれるものとして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象になり得ること。

(参考)「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備について」(令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000823765.pdf>

以上